

速記録（平成二年一〇月一八日 第二八回口頭弁論）

事件番号 平成四年(ワ)第二〇七五号・平成五年(ワ)第二二二五号・平成六年(ワ)第二三〇

八号

本人氏名 全 ■ 烈

原告ら代理人（堀）

甲B第二一号証を示す

この回答欄にあるハングル文字の記載の部分は、あなた自身が書かれたということで間違いありませんか。

はい。

第一回口頭弁論調書末尾添付の冒頭意見陳述書を示す

五ページ、ここにあなたの名前が出てきますね。

はい。

あなたが第一回口頭弁論で冒頭陳述をされたということは、覚えておられますか。

はい、しました。

第一〇回 口頭弁論調書末尾添付の別紙を示す

ここにも、あなたの名前が書いてありますね。

はい、私の名前です。

第一〇回 口頭弁論で意見陳述をされたことも、御記憶ありますか。
はい、しております。

先ほど示した甲B第二一號証、それから第一回及び第一〇回の口頭弁論で行った意見陳述は、いずれもあなたの体験した事実、あるいはあなたの意見を記載したものに間違いない、というふうに聞いていいですか。

はい、間違いありません。

甲B第二一號証によると、あなたのお父さんは浮島丸に乗っておられて死亡されたということですね。

はい、間違いありません。死亡当時舞鶴で亡くなったということが戸籍に記載されております。

お父さんが亡くなった当時、あなたは何歳でしたか。

まだ三歳にならないときに、お父さんが亡くなりました。生後三〇箇

月でした。

甲B第二一号証によると、あなたのお父さんは一九四三年ころか一九四四年ころに日本に行つたということですね。

はい。

お父さんが日本に行つた当時、あなたは、お兄さん、お母さん、そしておばあさんと一緒に暮らしておられたんですか。

はい、そうです。

お兄さんは、あなたより幾つ年上ですか。

三歳上です。

お母さんは、お父さんが死亡された当時、お幾つだったんですか。

二七歳だか二九歳だかです。

おばあさんは、あなたのお父さんが亡くなられた当時お幾つだったか、覚えてますか。

私はまだ小さかったので、おばあさんの年齢についてははっきりしました。
記憶はありません。

あなたのお父さんが日本に行かれてからは、あなた方はどのようにして生活しておられたんですか。

お父さんが日本に行かれたときは、私はまだ三箇月に満たなくて、母の胸に抱かれたまま、必ず帰ってくるだろうと思いながら、もう五五年以上たってしまいました。

お父さんが日本に行って以降、お母さんはどのような仕事をされてましたか。

お母さんは、お父さんがいないので、日雇いだとか、人の家の針仕事の賃仕事だとか、行商などをしていました。

甲B第二一號証によると、お父さんは日本の警察に連れて行かれたと、こういうことだったんですね。

はい。私は小さいときからお母さんに、お父さんが日本の巡査に連れて行かれたという話を何度も聞かされてきました。

なぜお父さんは日本の巡査に連れて行かれたのか、その理由についてお母さんから聞かれたことはありますか。

当時、お父さんが日本人たちの言うことをあまり聞かないで反抗的だ

つたのではないか、というふうに聞かされています。

あなた方は、お父さんが日本のどこで何をしておったのかということは、御存じないわけですね。

日本に行ってから何をしていたのかも分かりませんし、父からの便りは全然ありませんでした。賃金の仕送りなどもありませんでした。

お父さんが浮島丸に乗船中に死亡したということは、お母さんから聞かれたわけですね。

お父さんと一緒に微用に連れて行かれた故郷の人から、爆発のときに
お父さんは船の底のほうにいて、自分は上のほうにいたので、多分お
父さんはあのとき亡くなつたんだろう、というふうな話を聞かされま
した。

そういう話を初めてお母さんから聞いたのは、あなたが何歳のころだつたか、
覚えてますか。

お母さんは私たち兄弟を本当に苦労して育てたんですけども、夜ご
とにそういう話をして聞かしてくれました。

そうすると、あなたの小さいころからお母さんから聞かされておった、ということですか。

お母さんが亡くなるまで、小さいときからずっと聞かされ続けました。お父さんが亡くなったということを知らせてくれたお父さんの友人の方の名前は、分かりますか。

そのとき私は小さかったですし、そのお父さんの友人も、こちらに帰国されてから程なく亡くなつたので、名前は分かりません。

お父さんが亡くなつたということを知つた以降も、お母さんは、先ほど言われた針仕事、あるいは行商の仕事をされておったんですか。

はい、そうです。のために生活は苦しくて、私は学校にも行けませんでした。

学校にも行けなかつたということですが、学校はどこの学校までしか行けなかつたんですか。

小学校の二年まで通いましたが、やめてしましました。

小学校の二年以降は、あなたはどうなことをされておったんですか。

私は、母一人で、特にだれも面倒をみてくれませんので、何というか、放浪をするような形で暮らしてきました。浮浪少年というか……。

その中で、お金を稼ぐために何か仕事をされたということはなかつたんですか。お金稼ぎとしては、行商というか、そういうことをしながら、何とか命だけはつないできたという状態です。

あなたの意見書によると、靴磨きや新聞配達をしたというふうに書いてあるんですけども、そういうこともされたことはありますか。

はい。そういうこともして、非常に苦労いたしました。

そのようにして、あなたはおばあさんとお母さんを助けてきたわけですね。

おばあさんは、お父さんが亡くなつたという話を聞いたとたんに精神錯乱を起こされて、おばあさんの面倒を見るのは本当に大変なことでした。

おばあさんはあなたが一五歳のときに亡くなつたというふうに、第一回の口頭弁論の冒頭陳述で述べられてますが、間違いありませんか。

はい、そのとおりです。

ちなみに、あなたのお兄さんは学校はどこまで行かれたんですか。

兄さんは高等学校まで出ました。で、軍隊に行つた後亡くなりました。あなたは、現在はどのようなお仕事をされているんですか。

農産物を扱う自営業をしております。

それ以前は、どのような仕事をされてましたか。

農協で二八年間勤務しておりました。

韓国では、本件の訴訟のために何か特別な活動をされておるんですか。

はい。浮島丸事件で私と同じように孤児のようになった人々はないのか、それを探しています。

あなたが本件の裁判の原告になるうといふうに決意した理由は、何ですか。

私は今五七歳ですけれども、今までお父さんと呼んだ記憶があります。五七年間胸に秘めた恨みがござります。この法廷にいらっしゃる方で、私以外の方でも、もしお父さんが亡くなられたならば、私と同じような気持ちになるでしょう。まず、お父さんの魂を慰めるためにも、そしてお父さんの恨みを晴らすためにも、この裁判で勝たねばな

らないと思つております。

あなたは、日本の国、あるいは日本の政府に対して、何を望んでおられますか。もう事件から五五年以上たつておりますので、今の日本の若い方々、日本の国民の方々は、もうずっと昔のことだと思つていると思います。しかし、政府はこのことを隠蔽することなく、眞実を明かにしてくれることを望んでおります。

それ以外に、何か具体的に本件に関連して日本政府にやつてもらいたいということは、ありますか。

はい、あります。

それを言つてください。

先ほども申しましたように、私が幼いころに父を亡くしてこの恨み多い人生を歩まねばならなかつたのも、日本という国、そして日本の政府の責任です。五五年たつてしまつた今からでも、日本政府は口先だけではなく、心から眞実を明かにしてほしい。そして、私のように孤児のようになつてしまつた子孫たちに対しても、眞実を明かにしてほ

しいということです。そして、遺骨もまだ帰っていない人たちがいるんですけども、原告の一人一人に請求があれば返しますよということではなくして、私たちが合同で韓国で慰霊祭ができるような形で返していただきたいと思います。

遺骨のことと言いますと、被告のほうは、祐天寺に祭つてある遺骨は個々の亡くなつた人の骨であるかどうか特定できないというふうに言われているんですけど、そういうことは御存じですか。

はい、知っています。

そういうことについては、あなたはどういうふうに考えておられますか。

ですから、今申し上げましたように、私たち遺族に対し、一人一人に返すということではなくして、私たちが韓国で合同で慰霊祭ができるよう、韓国に日本政府の責任でもつて慰霊碑を建てていただきたいと思っております。

慰靈碑のことが出ましたが、まず韓国に慰靈碑を建ててもらいたいと、こういうことですね。

はい。韓国に日本政府の責任で慰霊碑を建てていただきたいと思つております。

日本に慰霊碑を造るということについては、どうですか。

今、舞鶴に日本の民間人たちの手によつて慰霊碑が建てられ、お祭りされていますけれども、「亡くなつた方たちのためにも、もっと立派な慰霊碑を日本政府の責任で建てていただきたいと思ひます。

細かいことを聞きますが、あなたのお母さんは現在は生きておられるんですか。
もう「亡くなつておられるんですか。

母は、一九九一年度に「亡なりました。

最後に、この機会なんで、裁判所、あるいは被告の國の前で、何かあなたのほうで言っておきたいということはありますか。

私は、裁判所の方々に原告として訴えたいと思ひます。浮島丸事件の犠牲者の遺族たちは、非常に困難な状況の中で七年間法廷闘争を闘つてきました。是非、迅速に、速やかに解決をしていただきたいと思います。韓国の報道によりましても、日本政府はこの間、韓国に対して

過去の事実に対し反省するという言葉を何度も述べているようですが、先だけではなく、心から、私たち被害者、そして遺族たちが皮膚で感じられるほど、具体的に、分かりやすく、説得力を持つて謝罪し、陳謝し、そして、補償を求める人に対しては補償してくださることを望みます。

原告ら代理人（中田）

一九九三年一〇月一一日付け原告ら第一準備書面を示す

この二〇ページの二行目には、あなたのお父さんが日本で使用させられていた名前が書かれていますが、この「宮村壽嚴」という名前を使わされていたということは、どういうふうにしてあなたは聞いているんですか。

父が宮村という名前を使っていたということを私が聞いたことは、ありません。私は小さかったので、知りませんでした。

じゃあ、こういう名前はどこから出てきたんですか。

私は、兄が宮村といっていたので、兄の名前が宮村というんだというふうに思ってました。

それは、お父さんの兄ですか。あなたの兄ですか。

私のお兄さんが富村というふうにいっていたので、お兄さんの名前だ
というふうに思っていました。

じゃあ、お父さんの名前もお兄さんと同じ富村だと思っているということですか。

周りの人がお兄さんことを富村、富村と呼ぶので、兄さんが富村と
いうんだというふうに思っていて、特にお父さんの姓だというふうに
は認識していなかつたです。

そしたら、お父さんが日本で富村壽嚴と名乗っていたかどうかは分からぬ、
ということなんですか。

私は小さかったので、知りません。

ここで裁判所に、私のお父さんは「富村壽嚴」ですというふうに報告をしてる
んだけれども、その根拠は、あなたのお兄さんが富村という名前を使ってたか
らということなんですか。

私にとっては、お父さんの名前というよりはお兄さんの名前というふ

うに認識していたんだけれども、それはお父さんの名前かお兄さんの名前かということははっきりしていなかつたけれども、光州に行つて李金珠さんに名簿を見せてもらうときに、その宮村という名前を私が出しました。

國のほうは、「富村寿岩」という名前なら死没者名簿にあるというふうに認否をしてるんですけども、實際にお父さんがどんな漢字を使われていた今までは分からぬ、ということですね。

そうです。

裁 判 長

反対尋問をどうぞ。

被告指定代理人（岸）

「いやいません。

京都地方裁判所第一民事部

裁判所速記官 鈴木秀子